

令和5年5月30日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠等）による住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金について

1 主旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに設けられた低所得世帯支援枠等により、住民税非課税世帯等に対し価格高騰重点支援給付金を支給する。

2 事業概要

（1）支給対象者

①令和5年6月1日時点で世田谷区に住民登録のある世帯で、次のいずれかに該当する世帯

【A】令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

【B】転入者がいる【A】と同様の世帯（要マイナンバー連携）

※令和5年1月2日以降の転入者

②以下に該当する世帯のうち、申請日時点で世田谷区に住民登録のある世帯

【C】直近で住民税非課税水準まで収入が減少した世帯等（家計急変世帯）

※①②いずれも、均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外

（2）支給対象世帯数

約99,000世帯

(内訳) 令和5年度住民税非課税世帯（【A】+【B】）98,000世帯
家計急変世帯（【C】）1,000世帯

（3）支給額

1世帯あたり3万円

（4）支給方法

①令和5年度住民税非課税世帯への支給

《本人口座把握済の対象者の場合》

ア) 区から世帯主に対し、支給のお知らせを送付

イ) 指定する期限までに、支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対して、把握済みの口座にプッシュ支給

《本人口座把握なしの対象者の場合》

ア) 区から世帯主に対し確認書を送付

イ) 支給要件を満たすことなどを本人が確認書上で確認・署名し、口座を記

入して返送

ウ) 区は、返送された確認書の内容を速やかに確認し、指定された口座に支給

※税の申告内容の変更により住民税非課税世帯となった場合など、区で対象該当であることを把握できない場合は、本人からの申出により申請書を送付する。

②家計急変世帯への支給

ア) 支給を受けようとする者から区に申請書等を提出

イ) 提出された申請書等を審査し、支給要件を満たす場合は、指定された口座に支給

(5) 予算額

事業費は以下を見込み、低所得世帯に対し速やかに給付金を支給するために、令和5年4月14日地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

補正予算 3, 246, 674千円

(内訳) ①給付金 2, 970, 000千円

②事務経費 276, 674千円

(緊急支援給付金を参考に試算)

※全額国負担

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年7月上旬	対象世帯【A-①】世帯へプッシュはがきの送付 【C】の申請書を各窓口で配架
7月下旬以降	対象世帯【A-①】【C】へ順次支給開始
8月下旬以降	対象世帯【A-②】【B-①】へ申請書送付 対象世帯【A-②】【B-①】へ順次支給開始
9月末日	対象世帯【B-②】へ申請書送付
11月末	申請期限【A-①②】【B-①②】【C】すべて 支給決定期限
12月15日	実績報告

<支給対象者 発送スケジュール別区分>

【A-①】令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（本人口座把握済み）

【A-②】令和5年度住民税均等割が非課税の世帯（本人口座把握なし）

【B-①】令和5年1月2日～6月1日までの間に転入者がいる【A】と同様の世帯（マイナンバー連携実施後非課税である旨判明）

【B-②】令和5年1月2日～6月1日までの間に転入者がいる【A】と同様の世帯（マイナンバー連携実施後エラーにより税情報判明せず・要調査）

【C】直近で住民税非課税水準まで収入が減少した世帯等（家計急変世帯）